

(2) 公益財団法人広島市産業振興センター

ア 団体概要

名 称	公益財団法人 広島市産業振興センター		
主 管 部 署	経済観光局 産業振興部 ものづくり支援課		
沿 革	平成 4 年 4 月 「財団法人広島市産業振興センター」を設立 平成 24 年 4 月 公益財団法人へ移行		
設 立 目 的	企業の経営基盤の強化、技術の向上その他の市内産業の振興、発展に資する事業を行い、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。		
事 業 概 要	(1) 企業の経営の基盤強化及び革新に関する事業 (2) 技術の向上及び革新に関する事業 (3) 創業支援に関する事業 (4) 企業の情報化の促進に関する事業 (5) 企業の人材の確保及び育成に関する事業 (6) 国際経済交流の促進に関する事業 (7) 商工業の振興に関する調査及び研究 (8) 広島市が設置する産業振興施設の指定管理 (9) 広島市が設置する産業振興施設の管理運営の受託 (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業		
出 資 の 状 況	広島市 50,000 千円 (100%)		
組 織 体 制	役員の状況 (H24 年度末)		
	役員	うち市職員(派遣含む)	うち市退職者
	17 名 (うち常勤 1 名)	1 名 (うち常勤 なし)	2 名 (うち常勤 1 名)
	職員の状況 (H24 年度末)		
	職員	うち市派遣職員	うち市退職者
40 名 (うち常勤 33 名)	14 名 (うち常勤 14 名)	11 名 (うち常勤 6 名)	
注) 職員数には、市と本団体の併任職員 10 名を含んでいない。 常勤数には嘱託職員 7 名 (うち市退職者 5 名) を含んでいない。			

イ 事業状況

(7) 貸借対照表

(単位：千円)

科目/年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
資産合計	193,206	201,397	174,081	159,978	113,912
流動資産計	142,206	151,004	124,027	109,925	63,858
うち現金預金	140,028	148,558	122,301	107,469	61,804
うち未収金	2,077	2,445	1,726	2,455	2,054
固定資産計	51,000	50,393	50,053	50,053	50,053
うち基本財産	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
うち特定資産	-	-	-	-	-
負債合計	149,435	159,980	140,480	134,382	98,673
流動負債計	139,049	147,312	121,029	107,631	61,294
うち未払金	135,431	143,738	118,872	103,358	57,687
正味財産合計	43,771	41,417	33,601	25,596	15,239
指定正味財産計	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
一般正味財産計	△6,229	△8,582	△16,398	△24,403	△34,760

(イ) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目/年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
経常収益	621,941	631,649	406,354	425,834	381,569
うち基本財産運用益	651	651	631	619	615
うち受取補助金等	615,163	624,438	399,601	419,888	375,621
うち受取負担金	1,858	1,666	2,356	1,314	1,637
うち事業収益	3,814	3,768	3,338	3,622	3,306
うち雑収益	451	1,124	427	388	387
経常費用	626,692	634,003	413,828	433,839	391,925
うち事業費	535,189	544,837	349,778	372,008	341,386
うち管理費	91,503	89,165	64,050	61,830	50,539
当期経常増減額	△4,751	△2,353	△7,473	△8,005	△10,356
経常外収益	-	-	-	-	-
経常外費用	-	-	342	-	-
当期経常外増減額	-	-	△342	-	-
当期一般正味財産増減額	△4,751	△2,353	△7,816	△8,005	△10,356

※出所「本団体 決算報告書」を基に監査人作成

ウ 市財政関与の概要

(7) 補助金等

(単位：千円)

補助金等名	内容	H24 年度決算額	検出事項
(公財) 広島市産業振興センター管理運営補助	財団の管理運営に係る補助	86,048	意見(7)
産業振興センター管理運営補助	小規模オフィス(SOHO)の管理運営、研修室及び会議室の貸出に係る補助	10,261	—
新開発商品市場開拓事業補助金	中小企業による見本市出展等に対する補助(間接補助)	786	—
産業デザイン展広島2013補助金	産業デザイン展広島2013の開催に対する補助	488	—

(イ) 委託料

(単位：千円)

委託業務名	内容	H24 年度決算額	検出事項
中小企業支援センター事業	市内の中小企業者・創業者等の経営革新や円滑な創業等の支援	46,746	結果(7) 意見(イ)
制度融資等相談受付事業	申請書受付事務、申請書送付準備事務、申請書整理事務	1,829	
創業支援事業	事業プラン作成支援、起業時の支援及び融資の支援	3,122	
広島市産業情報基盤整備事業	市内の中小製造業者等が有する優れた技術や工業技術センターが有する技術研究情報をインターネット「広島市の産業」のホームページを通じて発信	23,433	
融資事務(金融相談)	融資制度の紹介	77	
ものづくり販路開拓支援事業	販路開拓コーディネータの配置、見本市等出品補助	3,998	
工業技術振興事業	中国地域産学官コラボレーション会議への参加、産学官共同研究相談室の運営、先進地調査の実施	16	
産業デザインネットワーク研究会の運営	デザインセミナーの開催	66	
環境関連分野支援事業	地域材利用技術研究会、省エネ技術実践研修会、環境ビジネス技術セミナーの開催	467	
福祉関連分野支援事業	福祉用具開発研究会の開催	158	
広島ミクシス・ビル管理	広島ミクシス・ビルの管理業務	19,397	—
広島市工業技術センター指定管理	広島市工業技術センターの指定管理業務	162,797	—

(ウ) 公有財産の使用許可又は貸付

(単位：千円)

場所	内容	形態	H24 年度市貸付料決算額	検出事項
広島ミクシス・ビル(普通財産)	会議室	有償貸付	2,457	—
	研修室	有償貸付	7,165	
	SOHO 事務室	有償貸付	2,559	
	自動車駐車場(機械式7台、平面2台)	無償貸付	—	

※出所「本団体 事業報告書」及び「本団体 決算報告書」等を基に監査人作成

## エ 監査の結果

### (7) 業務委託に係る仕様書等における委託業務内容の明確化について

#### 【現状】

市は、本団体に対して、「企業の経営基盤の強化及び創業等の支援、企業の技術の向上、企業の情報化の促進等に関する業務」（以下、この項において「本業務」という。）を委託している。

市が企業・団体等に業務を委託する場合、具体的な委託業務の内容は、契約書及び仕様書等に規定されている。本業務では、広島市委託契約約款（以下「市委託契約約款」という。）及び仕様書において、業務内容が次のとおり記載されている。

#### 【広島市委託契約約款】（下線部分は監査人が付加）

（総則）

第 1 条 委託者（市）及び受託者（本団体）は、この約款に基づき、仕様書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。）を履行しなければならない。

※出所「広島市委託契約約款」から抜粋

#### 【仕様書における業務内容】

##### 2 業務内容

##### (1) 企業の経営基盤の強化及び創業等の支援に関する業務

- ア コーディネータによる支援
- イ 事業可能性評価委員会の運営
- ウ 窓口相談事業
- エ 特別金融相談窓口事業
- オ 経営支援アドバイザー派遣事業
- カ 景気対応経営支援アドバイザー派遣事業
- キ 里山活性化支援アドバイザー派遣事業
- ク 情報提供
- ケ 流通革新研究会の開催
- コ いい店ひろしま顕彰事業
- サ いい店ひろしま応援事業
- シ 創業支援事業
- ス 金融相談

##### (2) 企業の技術の向上に関する業務

- ア 産学官共同研究等の工業技術相談
- イ 環境関連分野の支援
- ウ 福祉関連分野の支援
- エ デザイン関連分野の支援

##### (3) 企業の情報化の促進に関する業務

- ア 広島市産業情報基盤整備事業

##### (4) 人材の確保・育成に関する事業

- ア 中小企業等人材育成事業

##### 3 実施報告

乙は、平成 25 年 3 月 31 日に甲へ委託業務実施報告書を提出するものとする。

※出所「仕様書」から抜粋

上記仕様書における業務内容の「(3)企業の情報化の促進に関する業務」については、別記仕様書として詳細な仕様書が、次のとおり添付されている。しかし、別記仕様書の「2 言葉の定義」に記載のとおり、この別記仕様書の当事者は、本団体及び再委託を受ける事業者である。

#### 【企業の情報化の促進に関する業務に関する別記仕様書】

企業の情報化の促進に関する業務の一部を第三者に委任、又は請け負わせる場合の別記仕様書

##### 1 内容

広島市委託契約約款第6条第2項の規定による仕様は、以下のとおりとする。

- (1) 広島市産業情報基盤整備事業における各情報データ作成・入力及び企業技術情報データ等収集業務に関する仕様は、別紙1のとおり
- (2) 広島市産業情報基盤整備事業における情報提供システムの運用及び保守管理業務に関する仕様は、別紙2のとおり

##### 2 言葉の定義

この別記仕様書において、甲とは公益財団法人広島市産業振興センター、乙とは再委託を受ける事業者とする。

※出所「別記仕様書」から抜粋

また、委託業務の実施に際し、実施計画書が本団体から市に提出されている。その承認に当たっての伺い文書には、次のとおり記載されている。

#### 【委託事業に係る実施計画書の承認について】

公益財団法人広島市産業振興センター理事長から、平成24年度の委託事業である、企業の経営基盤の強化及び創業等の支援、企業の技術の向上、企業の情報化の促進等に関する業務の委託について、広島市委託契約約款第7条の規定により、別添のとおり実施計画書の提出があった。

当該実施計画書を検討したところ、本市が委託しようとする事業内容と一致しているため、これを承認する。

※出所「H24.4.1付け 平成24年度公益財団法人広島市産業振興センター委託事業に係る実施計画書の承認について（伺い）」から抜粋

本業務の仕様書には、具体的に実施すべき事業内容及び報告すべき内容等が記載されておらず、項目名のみで抽象的な表現となっている。

仕様書の「(3)企業の情報化の促進に関する業務」については、詳細な別記仕様書が添付されている。しかし、それは、本団体と再委託を受ける事業者との契約に関するものである。

業務委託に関して、市財政局契約部が平成12年3月に作成している「契約事務の手引」には、業務の内容はできる限り詳細かつ明確に記載することが、次のとおり記載されている。

**【業務委託に当たっての留意事項等】**（下線は監査人が付加）

3 委託に当たっての基本事項

(1) 委託に当たっての効果をあげるためには、事前にその目的と効果を十分分析し、それに即して委託内容の範囲、委託先、委託料、委託の条件等を検討する必要がある。委託が成果をあげるか否かは、事前の検討いかんによって大きく左右されるものである。

検討の項目を例示すると次のとおりである。

- ① 委託の対象となる業務の内容（範囲）
- ② 委託料の額
- ③ 委託期間
- ④ 委託先の決定方法
- ⑤ 委託の効果等

(2) 委託には、市の有していない専門的な技術を有している者等に事務事業の処理を委ねることにより、事務事業の質的向上及び経費の効率化を図ることができるという利点がある。

しかし、全て受託者に任せてしてしまい形式的に検査及び監督を行うのみといった実施方法をとるならば、この委託の有する利点を十分に生かすことができなくなるおそれがある。

委託の有する利点を十分に生かすための基本的注意事項を例示すると次のとおりである。

- ① 民間のもつ専門的な能力、技術又は高い生産性を生かし、業務の質的向上、経費の効率化を図ること。
- ② 適正な契約の履行の確保を図る（法第 234 条の 2）ため、契約方法の決定、業者の選定は慎重かつ公正に行い、履行確認のために必要な監督又は検査を十分に行うこと。
- ③ 市と受託者との権利義務関係、業務の内容をできる限り詳細かつ明確に契約書又は仕様書に記載すること。
- ④ 委託をすることにより、公正な取扱いを損なったり、責任の不明確化を招くようなことがないこと。
- ⑤ 業者任せにし、業務に対する専門的知識、技能に乏しくなるようなことがないこと。
- ⑥ 個人のプライバシーの保護、職務上知り得た秘密の保持の遵守に意を払うこと。

4 業務委託の事務手順

(1) 仕様書の作成

- ① 仕様書は、本市にとっては予定価格算定に当たっての基礎となるものであり、相手方にとっては入札価格算定に当たっての基礎となるものであるため、業務内容の細部にわたって具体的な内容とし、業務に必要な事項はすべて盛り込まなければならない。

※出所「契約事務の手引」（平成 12 年 3 月 市財政局契約部作成）から抜粋

なお、上記の法第 234 条の 2 とは、地方自治法第 234 条の 2 のことであり、その内容は次のとおりである。

### 【契約の履行の確保に関する規定】（下線は監査人が付加）

地方自治法

（契約の履行の確保）

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

地方自治法施行令

（監督又は検査の方法）

第167条の15 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。

2 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行なわなければならない。

※出所「地方自治法」及び「地方自治法施行令」から抜粋

また、これを受けて、市契約規則においても、次のとおり規定されている。

### 【契約に係る監督及び検査に関する規定】

（監督の職務と検査の職務の兼職禁止）

第33条 検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。）の職務は、監督を命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の職務と兼ねることができない。

（監督職員の一般的職務）

第34条 監督職員は、必要があるときは、工事、製造その他の請負契約（以下「請負契約」という。）に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成するこれらの書類を審査して承認しなければならない。

2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理又は履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

（検査職員の一般的職務）

第35条 検査職員は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行なわなければならない。

2 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行なわなければならない。

3 前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行なうものとする。

※出所「広島市契約規則」から抜粋

## 【指摘事項】

上記のとおり、地方自治法及び市契約規則の規定を見ても、履行の確認に当たっては、契約書及び仕様書等関係書類に基づいて、必要な監督又は検査を適正に行わなければならない。そのためには、詳細な業務内容を契約書又は仕様書等に記載しておく必要があると考える。

しかし、本業務に係る契約書及び仕様書は、業務の内容が詳細かつ明確に記載されておらず、「市と受託者との権利義務関係、業務の内容をできる限り詳細かつ明確に契約書又は仕様書に記載すること。」と明記されている「契約事務の手引」に反している。

業務委託は、本来、市が行うべき業務を市に代わって受託者が実施するものである。

仕様書等において事業内容が詳細かつ具体的に明示されていないということは、受託者が実施すべき内容が明確でないこととなる。

市によると、「委託業務の具体的内容は、市の予算編成時に、過去の実績や社会経済情勢の変化等を考慮して、本団体と協議の上、決定している。」とのことである。

しかし、予算編成は、市における予算案を作成する行為であり、市と本団体との間に権利義務関係を生じさせるものではない。

予算編成時に業務の具体的内容について双方合意していたとしても、契約書に定められていない以上、契約において具体的な内容を規定しているとはいえない。

委託業務の具体的内容を、あらかじめ市と本団体が協議の上、決定しているのであれば、委託契約の締結に際し、その内容を仕様書等に記載の上、委託契約を締結すべきである。

さらに、委託業務の完了に当たり、本団体が作成し、市に提出された委託業務実施報告書には、利用実績等活動の結果が記載されている。

しかし、市、市民及び事業者等から見ると、活動の結果、どのような効果又は成果をもたらしたかが重要である。委託業務実施報告書についても市と本団体が協議の上、事業の成果等について可能な限り記載することが望まれる。

## オ 監査の意見

### (7) 補助事業に係る事業成果等の明確化について

#### 【現状】

市は、公益財団法人広島市産業振興センター管理運営事業補助金（以下、この項において「本補助金」という。）を本団体に交付している。

事業内容については、補助金交付申請書に添付されている事業計画書において次のとおり記載されている。

#### 【事業計画書における本補助金に係る事業内容】（下線部分は監査人が付加）

- |         |   |
|---------|---|
| 1 名称    | 平成 24 年度公益財団法人広島市産業振興センター管理運営事業   |
| 2 目的    | 広島市及び関係機関・団体の連携の一層の強化を図りながら、中小企業等への経営、技術の両面にわたっての支援、人材育成、情報提供などの事業をきめ細かく行い、本市産業の健全な発展を図り、もって快適で豊かな市民生活を実現する。  |
| 3 実施主体  | 公益財団法人広島市産業振興センター   |
| 4 事業の内容 | (1)公益財団法人広島市産業振興センターの管理運営（本補助金）<br>企業の経営基盤の強化、技術の向上その他市内産業の振興発展に寄与する事業を行い、もって地域産業の活性化に寄与することを目的とする財団の管理運営を行う。<br>(2)小規模オフィス（SOHO）・研修室等の管理運営<br><省略> |
| 5 効果    | 中小企業の経営・技術の両面にわたっての支援を行うことにより企業の経営基盤の強化を図るとともに、産業振興施設等を活用した事業を実施することにより、本市産業の発展を図ることができる。   |

※出所「H24. 4. 1 付け 補助金交付申請に係る事業計画書」から抜粋

補助金交付を決定する際の伺いには、本補助金の交付理由、交付する補助金の限度額及び交付の対象となる業務内容について、次のとおり記載されている。

#### 【補助金交付理由】（下線部分は監査人が付加）

- |          |  |
|----------|--|
| 1 事業の公益性 | 公益財団法人広島市産業振興センターは、経営、技術両面にわたる総合的な診断指導をはじめ、共同研究や人材の交流等の産学交流による企業の研究開発の強化等、行政の枠を越えた柔軟で機動的な産業振興施策を展開していくことにより、本市産業の健全な発展を図り、もって快適で豊かな市民生活を実現することを目的として、本市が出えんし、設立した公益的法人である。<br>同センターの事業には、主に中小企業を対象として、企業の経営基盤の強化に関する事業、技術の向上に関する業務、人材の確保・育成に関する業務など、産業全般にわたっており、本市産業の振興を図る上で中核的な役割を担っており、その公益性は極めて高いものである。 |
|----------|--|

2	事業内容及び事業費	
	事業内容については、企業の経営基盤の強化に資する事業、企業の技術の向上に資する事業のほか、産業振興施設の管理運営まで産業振興に資する事業が計画されている。	
	また、事業費についても詳細にわたり検討されており、適正なもの認められる。	
3	市の施策との重複及び競合の有無	
	市の施策とは補完的な関係にあり、重複・競合はしていない。	
4	補助金の使途	
	補助金は当該補助事業の目的に沿って有効に活用されるよう計画されている。	
	なお、補助金の概算払金により、預金利息が生じる場合は、補助事業の事務費に充当する。	
5	補助金額（所管課）	
	(1) (公財) 広島市産業振興センター管理運営補助	91,108,000 円 (本補助金)
	(2) 産業振興センター管理運営補助	10,531,000 円
	計	101,639,000 円

※出所「平成 24 年度公益財団法人広島市産業振興センター管理運営事業に対する補助金の交付について（伺い）」から抜粋

事業完了後、平成 25 年 3 月 31 日付けで、本団体から事業実施報告書が提出されている。その内容は次のとおりである。

**【本補助金に係る事業実施報告書】**（下線部分は監査人が付加）

1	名称	平成 24 年度公益財団法人広島市産業振興センター管理運営事業
2	目的	広島市及び関係機関・団体の連携の一層の強化を図りながら、中小企業等への経営、技術の両面にわたっての支援、人材育成、情報提供などの事業をきめ細かく行い、本市産業の健全な発展を図り、もって快適で豊かな市民生活を実現する。
3	実施主体	公益財団法人広島市産業振興センター
4	事業の内容	(1) <u>公益財団法人広島市産業振興センターの管理運営（本補助金）</u> 企業の経営基盤の強化、技術の向上その他市内産業の振興発展に寄与する事業を行い、もって地域産業の活性化に寄与することを目的とする財団の管理運営を行った。 平成 25 年 3 月 31 日現在の職員の状況は次のとおりである。 <職員の状況の表は省略> (2) 小規模オフィス（SOHO）・研修室等の管理運営 <省略>
5	効果	中小企業の経営・技術の両面にわたっての支援を行うことにより企業の経営基盤の強化を図るとともに、産業振興施設等を活用した事業を実施することにより、本市産業の発展を図ることができた。

※出所「H25.3.31 付け 事業実施報告書」から抜粋

収支決算書は次のとおりである。なお、小科目ごとの内容は、市に提出された書類には記載されておらず、予算差引簿を基に監査人が記入している。

【平成 24 年度収支決算書】 (原本は円単位であるが千円単位としている。)

(収入)

(単位：千円)

予算科目			当初 予算額	決算額	内容
大科目	中科目	小科目			
補助金等収入			101,639	101,234	
	広島市補助金収入		101,639	101,234	
		補助金収入	101,639	101,234	
事業収入			3,337	3,306	
	小規模オフィス収入		1,265	957	
		賃貸料収入	1,080	840	SOHO 賃貸収入
		共益費立替収入	185	117	
		雑収入	-	-	
	研修室等収入		2,072	2,349	
		使用料収入	2,072	2,349	
雑収入			97	2	
	利息収入		-	0	
		預金利息収入	-	0	補助金等に係る預金利息
	雑収入		97	2	
		雑収入	97	2	
合計			105,073	104,542	

(支出)

(単位：千円)

予算科目			当初 予算額	決算額	内容
大科目	中科目	小科目			
管理費			51,577	48,559	
	法人会計		51,577	48,559	
		役員報酬	6,320	5,049	役員 1 名
		給料手当	29,480	29,057	プロパー職員 7 名分(企画総務課)
		福利厚生費	5,970	5,260	社会保険料、互助会負担金等
		賃金	2,098	1,960	臨時職員 2 名分
		普通旅費	68	67	他都市調査旅費
		消耗品費等	366	357	新聞購読、コピー用紙、パンフレット等
		燃料費	144	118	自動車ガソリン代
		食糧費	-	-	
		修繕料	140	139	自動車、自転車修繕費
		通信運搬費	395	394	電話料金、切手代
		手数料等	44	41	インターネットバンキング等
		保険料	69	67	自動車保険
		委託料	802	542	ホームページ保守、秘密文書回収、人事給与処理等
		使用料及び賃借料	4,258	4,166	会計システム借り上げ等
		負担金及び助成金	1,162	1,075	広島ミクシス・ビル共益費等
		公課費	261	261	収入印紙、法人住民税等

予算科目			当初 予算額	決算額	内容
大科目	中科目	小科目			
事業費			53,496	51,059	
公益目的事業 1			39,531	37,491	
給料手当			31,814	30,058	プロパー職員5名分(中小企業支援センター)
福利厚生費			4,962	4,940	社会保険料、互助会負担金等
消耗品費等			232	231	新聞購読、コピー用紙等
通信運搬費			335	269	電話料金
使用料及び賃借料			1,040	930	コンピュータ等借り上げ
負担金及び助成金			1,148	1,061	広島ミクシス・ビル共益費(事務室)
収益事業等 1			13,965	13,567	
消耗品費等			-	-	
修繕料			30	-	
使用料及び賃借料			12,183	12,182	広島ミクシス・ビル借り上げ
負担金及び助成金			1,752	1,385	広島ミクシス・ビル共益費(会議室等)
合計			105,073	99,618	

収支差額(補助金返納額) 104,542,882円-99,618,816円=4,924,066円  
(収入決算額) (支出決算額)

※出所「収支決算書」及び「本団体 予算差引簿」を基に監査人作成

また、事業実施報告書と収支決算書との関係を整理すると、次のとおりである。

【事業実施報告書と収支決算書との関係 (H24 年度決算)】 (単位：千円)

事業実施報告書	収支決算書(収入)			収支決算書(支出)		
	大科目	中科目	決算額	大科目	中科目	決算額
(1) 公益財団法人 広島市産業振興セ ンターの管理運営 (本補助金)	補助金	補助金	48,559	管理費	法人会計	48,559
	雑収入	利息収入	0			
	補助金	補助金	37,489	事業費	公益目的会計 1	37,491
	雑収入	雑収入	2			
小計			86,050			86,050
(2) 小規模オフィ ス(SOHO)・研修室 等の管理運営	補助金	補助金	10,261	事業費	収益事業等 1	13,567
	事業収入	SOHO 収入	957			
		研修室等収入	2,349			
合計			99,618			99,618

注) SOHO 収入=小規模オフィス収入

※出所「収支決算書」及び「精算返納額内訳表」を基に監査人作成

上記収支決算における本補助金に係る支出を見ると、企画総務課及び中小企業支援センターの役職員人件費(13名分の役員報酬、給料手当及び福利厚生費)が最も多く、7,400万円余りと支出の4分の3を占めている。

市が作成した補助金交付指令書には、「この補助金は、公益財団法人広島市産業振興センターの管理運営事業の経費に充てること。」と記載されている。

地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされている。

また、行政実例において、その「公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」とされている。

交付規則においても、交付対象は「市長が公益上必要と認める事務又は事業」であり、交付の決定に際しては、「補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し」なければならないと、次のとおり規定されている。

#### 【広島市補助金等交付規則】（下線は監査人が付加）

（交付の対象）

第 2 条 補助金等は、市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行なう者に対して、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。

（責務）

第 3 条 市長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等（補助事業等（補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。

（交付の申請）

第 4 条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、補助事業等の実施前 50 日までに市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第 5 条 市長は、前条の規定による補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査等により、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することができる。

3 市長は、第 1 項の規定による調査により、補助金等を交付することが不適当と認めるときは、速やかに補助金等を交付しない旨の決定をするものとする。

※出所「広島市補助金等交付規則」から抜粋

さらに、平成 8 年 10 月に市財政局財政課が作成している「予算事務の手引」において、予算執行事務に関する負担金、補助及び交付金の支出の取扱いについて、負担金及び補助金等の支出伺いのチェックポイントが次のとおり示されている。

#### 【負担金及び補助金等の支出伺いのチェックポイント】

5 負担金、補助及び交付金の支出の取扱い

(3)負担金及び補助金等の支出伺いのチェックポイント

次の項目が記載され、内容は適切であるか。

① 事業の公益性の説明

② 事業内容及び事業費の説明

ア 単価、数量等適正な事業費であるか。

イ 補助金が有効に使用されるように計画されているか。

ウ 事業内容に市が実施している施策と重複あるいは競合しているものはないか。

<以下 省略>

※出所「予算事務の手引」（平成 8 年 10 月 市財政局財政課）から抜粋

### 【課題】

補助金交付の決定に係る伺いには、「事業内容については、企業の経営基盤の強化に資する事業、企業の技術の向上に資する事業のほか、産業振興施設の管理運営まで産業振興に資する事業が計画されている。また、事業費についても詳細にわたり検討されており、適正なものと認められる。」とある。

【現状】に記載したとおり、市に提出された事業実施報告書には、人件費ほか約8,600万円の経費を使って実施した事業内容について、「企業の経営基盤の強化、技術の向上その他市内産業の振興発展に寄与する事業を行い、もって地域産業の活性化に寄与することを目的とする財団の管理運営を行った。」と記載されている。

事業実施報告書の記載内容が、事業計画書における「行う」といった現在形の表現を、「行った」と書き換えただけのものであり、具体的に費用対効果を検証することは困難であると考ええる。

補助金は市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対して交付できるものである。また、地方自治法第2条第14項にあるとおり「最少の経費で最大の効果」を挙げるようにする必要がある。

しかし、事業計画書や事業実施報告書を見る限り、事業の有効性、効率性及び経済性について、その費用対効果を検証することは困難であると考ええる。

補助金とは、平成8年10月に市財政局財政課が作成した「予算事務の手引」に記載されているとおり、「特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に、対価なくして支出するもの」であるから、その内容等については、透明性の確保が求められる。

### 【改善案】

市は、本補助金の交付に当たり、事業計画書及び事業実施報告書に、事業の具体的な実施内容やその成果等を記載するよう本団体に対して指導することが望まれる。

(イ) 委託業務における負担金支出の見直しについて

【現状】

委託業務中、他団体への負担金を支出する事業が次のとおり 2 事業ある。

【委託業務中、他団体への負担金を支出する事業の概要】

委託業務中の事業名	H24 年度 負担金額 (円)	支出先	左記実行委員会の構成団体 (本団体を除く)
いい店ひろしま顕彰事業	600,000	平成 24 年度いい 店ひろしま顕彰 事業実行委員会	広島商工会議所、 広島市商工会連絡協議会 広島市
流通革新研究会の開催	300,000	流通革新研究会 実行委員会	広島商工会議所、 広島市

※出所「委託業務実施報告書」及び各事業ホームページを基に監査人作成

また、委託業務実施報告書には、それぞれ次のとおり記載されている。

【委託業務実施報告書における記述】

<p>3 事業の実施状況</p> <p>(1) 企業の経営基盤強化、創業等の支援に関する事業</p> <p>③個性と魅力ある商業の振興</p> <p>イ いい店ひろしま事業</p> <p>(ア) 顕彰事業</p> <p>広島商工会議所及び広島市内の各商工会と連携して、小売店舗の接客、店舗演出、ユニバーサルデザイン対応への取組み等が優秀な店舗を顕彰した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・対象店舗：広島市内の中小企業者が市内で営む小売店舗</li><li>・顕彰店舗数：539 店舗（自薦店舗 20 店舗、他薦店舗 519 店舗）</li></ul> <p>⑤卸売業の振興</p> <p>流通革新研究会の開催 2 日間開催</p> <p>広島商工会議所や協同組合広島総合卸センターと連携して、広島市内の中小卸売業が環境の変化に対応するため、リテールサポート能力強化を図るための研究会を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・参加者数：46 名</li></ul>
---

※出所「委託業務実施報告書」から抜粋

【課題】

業務委託とは、本来、市が実施すべき業務を、効率性や有効性の観点から、受託者に実施させるもので、委託する業務の成果の受益者は市となる。

したがって、これらの負担金を支出する成果は市が受益すべきものであると考える。

しかし、本団体は、全額市からの委託料を財源として他団体に負担金を支出しているため、市からの支出の終局の受領者である各実行委員会において、それが適切に使用されたかどうか、市は直接監査することができない。

すなわち、各実行委員会における成果を市が受益すべきにもかかわらず、市の財源が適正に使用、活用されているかについては、本団体が各実行委員会を調査するしか方法はないこととなる。

**【改善案】**

委託料を財源として本団体が各実行委員会に負担金を支出することについて、市は、本団体及び関係機関と協議の上、その支出方法について見直し、各実行委員会の事業執行状況や経理状況について、必要に応じ、適切に執行されるよう指導監督することが望まれる。

(3) 公益財団法人広島観光コンベンションビューロー

ア 団体概要

名 称	公益財団法人 広島観光コンベンションビューロー		
主 管 部 署	経済観光局 観光政策部		
沿 革	<p>平成 3 年 4 月 任意団体「広島コンベンションビューロー」設立</p> <p>平成 7 年 12 月 財団法人として許可、「財団法人広島コンベンションビューロー」発足</p> <p>平成 14 年 4 月 「広島市観光協会」と統合、「財団法人広島観光コンベンションビューロー」となる。</p> <p>平成 14 年 12 月 観光振興部に広島フィルム・コミッションを設立</p> <p>平成 23 年 9 月 公益財団法人へ移行</p>		
設 立 目 的	国内外からのコンベンション（各種会議・大会、展示会・見本市等をいう。以下同じ。）の誘致及び開催支援、観光客の誘致並びに観光資源の整備・開発等を行うことにより、広島県におけるコンベンション並びに広島市及びその周辺地域における観光の振興を図り、もって地域経済の活性化並びに国際相互理解の増進及び文化の向上に寄与することを目的とする。		
事 業 概 要	<p>(1) コンベンションの誘致、開催及びそのための支援</p> <p>(2) コンベンションシティ広島、県内コンベンション施設等の広報及び宣伝</p> <p>(3) コンベンション・観光の企画、調査及び開発</p> <p>(4) コンベンション・観光関連情報の収集及び提供</p> <p>(5) 観光資源の整備・開発及び観光関係行事の実施</p> <p>(6) 観光客の受入れ態勢の整備</p> <p>(7) 観光宣伝・誘致活動の推進</p> <p>(8) 広島市観光施設等の受託運営及び附帯事業の運営</p> <p>(9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>		
出 資 の 状 況	広島市 977,800 千円 (100%)		
組 織 体 制	役員の状況 (H24 年度末)		
	役員	うち市職員(派遣含む)	うち市退職者
	39 名 (うち常勤 3名)	1 名 (うち常勤 なし)	3 名 (うち常勤 3名)
	職員の状況 (H24 年度末)		
職員	うち市派遣職員	うち市退職者	
27 名 (うち常勤 25名)	6 名 (うち常勤 6名)	1 名 (うち常勤 1名)	

イ 事業状況

(7) 貸借対照表

(単位：千円)

科目/年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
資産合計	1,060,390	1,057,926	1,073,529	1,071,600	1,045,379
流動資産計	78,956	69,780	87,366	87,196	62,898
うち現金預金	72,372	65,605	80,144	81,116	59,934
うち未収金	929	760	743	637	589
固定資産計	981,434	988,146	986,162	984,404	982,480
うち基本財産	977,800	977,800	977,800	977,800	977,800
うち特定資産	270	210	150	90	30
負債合計	94,399	87,387	108,242	106,350	88,549
流動負債計	50,501	38,434	56,467	64,354	41,485
うち未払金	43,897	32,819	48,096	56,474	37,033
固定負債計	43,898	48,953	51,775	41,996	47,064
うち退職給付引当金	43,898	48,953	51,775	41,996	47,064
正味財産合計	965,991	970,539	965,286	965,250	956,829
指定正味財産計	978,070	978,010	977,950	977,890	977,830
一般正味財産計	△12,078	△7,470	△12,663	△12,639	△21,000

(1) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目/年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
経常収益	391,042	378,144	296,382	295,956	275,386
うち基本財産運用益	17,503	17,214	17,570	18,111	18,111
うち受取会費	14,467	13,922	13,582	13,417	13,005
うち事業収益	40,895	39,597	41,454	32,433	37,640
うち市補助金等	281,933	267,479	123,789	143,705	121,015
うち市受託収益	33,600	38,770	98,991	86,947	84,204
経常費用	397,149	383,516	315,583	294,627	283,399
うち事業費	305,513	290,456	251,996	265,406	249,093
うち管理費	91,636	93,059	63,587	29,221	34,305
基本財産評価損益等	-	10,699	14,600	-	-
当期経常増減額	△6,107	5,327	△4,601	1,328	△8,013
経常外収益	-	-	-	-	-
経常外費用	-	-	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-	-	-
法人税、住民税及び事業税	839	719	590	1,305	347
当期一般正味財産増減額	△6,946	4,607	△5,192	23	△8,360

注) 平成 23 年 9 月に公益財団法人に移行しており、平成 23 年度は分かち決算となっているため、金額を合算している。

※出所「本団体 決算報告書」を基に監査人作成

ウ 市財政関与の概要

(7) 補助金等

(単位：千円)

補助金等名	内容	H24 年度決算額	検出事項
広島観光コンベンションビューロー補助金（コンベンション振興事業補助）	コンベンション振興事業費に対する補助	45,303	意見(7)
広島観光コンベンションビューロー補助金（観光事業補助）	観光事業費に対する補助	32,859	意見(7)
広島観光コンベンションビューロー補助金（管理運営補助）	管理運営費に対する補助	42,852	意見(7) 意見(4)

(4) 委託料

(単位：千円)

委託業務名	内容	契約種別	H24 年度決算額	検出事項
広島市観光案内所運営	市内4箇所の観光案内所の運営	特命随意契約	27,863	意見(4) 意見(7)
観光資源維持管理	観光サインの清掃、管理・維持補修及び修繕等	特命随意契約	8,426	
広島市観光ホームページ「ひろしまナビゲーター」の管理・運営	ホームページコンテンツの更新及び適正管理等	特命随意契約	11,491	
来広観光客動向調査及び観光概況データ更新	来広観光客アンケート調査の実施等	特命随意契約	380	
広島祭委員会、ひろしまフラワーフェスティバル実行委員会及びひろしまライトアップ事業実行委員会事務局分室の設置及び運営	各委員会事務局分室の設置及び運営	特命随意契約	24,582	
広島フィルム・コミッション	ロケ撮影の支援、誘致、環境整備等	特命随意契約	11,460	

(5) 貸付金

(単位：千円)

貸付金名	内容	種別	H24 年度決算額	検出事項
コンベンション開催準備資金貸付金	コンベンション開催準備資金貸付金の原資	短期貸付(間接)	5,000	—

(I) 公有財産の使用許可又は貸付

(単位：千円)

場所	内容	形態	H24 年度市使用料決算額	検出事項
レストハウス(行政財産)	レストハウス売店等	使用許可	332	—

※出所「本団体 事業報告書」及び「本団体 決算報告書」等を基に監査人作成

## エ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## オ 監査の意見

### (7) 補助事業に係る補助対象経費及び事業成果等の明確化について

#### 【現状】

市は、本団体に対して次のとおり 3 種の補助金を交付している。

#### 【補助金確定額（H24 年度決算）】（番号は監査人が付与）

番号	補助金名	内容（対象経費）	補助金確定額（千円）
1	コンベンション振興事業補助	コンベンション振興事業費（人件費、物件費）	45,303
2	観光事業補助	観光事業費（人件費、物件費）	32,859
3	管理運営補助	管理運営費（人件費、物件費）	42,852
合計			121,015

※出所「各補助金交付決定通知書」及び「確定通知書」を基に監査人作成

予算要求資料を見ると、各補助事業については、事業別に充当する経費及び補助率を定め、補助金額が積算されている。

また、変更が生じるときは、補助金の変更交付申請が行われ、市が承認している。

平成 24 年度における収支予算書及び決算報告書を見ると、事業別支出科目別の詳細な内訳及びその財源内訳は記載されていない。

事業計画書及び事業実施報告書を見ると、その内容は、活動内容及び活動結果に関するものとなっており、活動の結果どのような成果がもたらされたかについては明確になっていない。

しかし、平成 25 年度の補助金交付申請においては、事業別支出科目別の詳細な内訳及びその財源内訳が記載されており、事業計画書には、それぞれの事業に関して、目標数値が示されている。

地方自治法第 232 条の 2 において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされている。また、行政実例において、その「公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」とされている。

交付規則においても、交付対象は「市長が公益上必要と認める事務又は事業」であり、交付の決定に際しては、「補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し」なければならないと、次のとおり規定されている。

#### 【広島市補助金等交付規則】（下線は監査人が付加）

（交付の対象）

第 2 条 補助金等は、市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行なう者に対して、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。

(責務)

第 3 条 市長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等(補助事業等(補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。

(交付の申請)

第 4 条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、補助事業等の実施前 50 日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査等により、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することができる。

3 市長は、第 1 項の規定による調査により、補助金等を交付することが不適当と認めるときは、速やかに補助金等を交付しない旨の決定をするものとする。

※出所「広島市補助金等交付規則」から抜粋

さらに、平成 8 年 10 月に市財政局財政課が作成している「予算事務の手引」において、予算執行事務に関する負担金、補助及び交付金の支出の取扱いについて、負担金及び補助金等の支出伺いのチェックポイントが次のとおり示されている。

#### 【負担金及び補助金等の支出伺いのチェックポイント】

5 負担金、補助及び交付金の支出の取扱い

(3)負担金及び補助金等の支出伺いのチェックポイント

次の項目が記載され、内容は適切であるか。

① 事業の公益性の説明

② 事業内容及び事業費の説明

ア 単価、数量等適正な事業費であるか。

イ 補助金が有効に使用されるように計画されているか。

ウ 事業内容に市が実施している施策と重複あるいは競合しているものはないか。

<以下 省略>

※出所「予算事務の手引」(平成 8 年 10 月 市財政局財政課)から抜粋

#### 【課題】

補助金とは、平成 8 年 10 月に市財政局財政課が作成した「予算事務の手引」に記載されているとおり、「特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認められた場合に、対価なくして支出するもの」であるから、その内容等については、透明性の確保が求められる。

また、補助金は市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対して交付できるものである。さらに、地方自治法第 2 条第 14 項にあるとおり「最少の経費で最大の効果」を挙げるようにする必要がある。

しかし、平成 24 年度の補助金交付申請における収支予算書及び決算報告書を見ると、事業別支出科目別の詳細な内訳及びその財源内訳は記載されていない。

事業計画書及び事業実施報告書を見ると、その内容は、活動内容及び活動結果に関するものとなっており、事業の具体的な成果等は記載されていない。

この記述内容では、補助金の充当状況及び具体的な費用対効果を検証することは困難であると考ええる。

#### **【改善案】**

市は、本補助金の交付に当たり、補助の目的、充当できる経費及び補助率を明確にするとともに、事業の実施内容及び事業の具体的な成果等を明確にすることが望まれる。

この点に関して、平成 25 年度の補助金交付申請においては、補助事業別に補助金額を明確にする付表を添付するように対応されている。

また、平成 25 年度の事業計画書において、それぞれの事業に関して、数値目標が示され、改善が図られている。

この数値目標の記載については、今回選定した対象団体の中で、唯一取り組まれていることであり、他の財政援助団体等に対して、手本となるものと考ええる。

なお、平成 25 年度終了時に作成される決算報告書には、収支予算書と同様、事業別支出科目別の詳細な内訳及び財源内訳について、事業実施報告書には、事業計画書で設定された目標の達成状況及び分析結果について、記載することが望ましい。

他の財政援助団体等においても、同様の取組を期待する。

(イ) 補助事業及び委託業務における精算に係る指導の強化について

【現状】

補助事業及び委託業務の実施に当たって、本団体は、消耗品費等を支出している。そのうち、次の表に記載しているものは、年度末近くの平成 25 年 3 月中に同一業者に発注されたものである。

【観光振興事業補助金対象経費 A社に発注】(番号は監査人が付与)

番号	購入確定日 (発注日)	検収日 (納品日)	支出日	件名 (下段は用途、記入なしは空欄)	金額 (円)
1	H25. 3. 5	H25. 3. 8	H25. 3. 22	コピーペーパー(A4) 計 16 箱 観光振興部事務用として	49, 995
2	H25. 3. 6	H25. 3. 7	H25. 3. 22	USB メモリー、4 山フォルダ、A4 ノート等	49, 655
3	H25. 3. 15	H25. 3. 18	H25. 3. 27	ブックエンド、インデックス等事務用品	49, 272
4	H25. 3. 21	H25. 3. 22	H25. 3. 27	組立式パンフレットスタンド、白封筒等事務用品	17, 102
5	H25. 3. 25	H25. 3. 29	H25. 4. 25	コピー用紙 (A4) 一式 観光振興部事務用	49, 830

※出所「本団体 支出伝票」及び「本団体 物品購入伺い」等を基に監査人作成

【委託業務対象経費 A社に発注】(番号は監査人が付与)

番号	購入確定日 (発注日)	検収日 (納品日)	支出日	件名 (下段は用途)	金額 (円)
6	H25. 3. 6	H25. 3. 13	H25. 3. 27	ラミネートフィルム A3、DVD-R 等事務用品 広島フィルム・コミッション事務用	20, 899
7	H25. 3. 11	H25. 3. 25	H25. 3. 29	エプソン IJ カートリッジ 3 パック 広島フィルム・コミッション事務用	16, 572
8	H25. 3. 19	H25. 3. 29	H25. 4. 25	パナソニック OA タップ他文具一式 観光案内所用	49, 413
9	H25. 3. 22	H25. 3. 28	H25. 4. 25	コピー用紙 (A4) 一式 観光案内所用	49, 995
10	H25. 3. 27	H25. 3. 28	H25. 4. 25	リサイクルマルチコピーペーパー 15 箱 来広観光客等動向調査	48, 300

※出所「本団体 支出伝票」及び「本団体 物品購入伺い」等を基に監査人作成

上記の消耗品のうち、コピー用紙に関して発注日別、用途別にまとめると次のとおりである。観光案内所に関しては、本団体の事務所とは別の場所にあるため、別途発注する必要性もないとはいえないが、必要に応じて各観光案内所に持ち込めばいいものであり、本団体の観光振興部で使用するこれだけの量を約 1 か月の間に分けて発注する必要性は低いと考える。

また、5 番の購入について、計 75, 000 枚のコピー用紙の発注に関して、49, 830 円の支出であるが、仮に、5, 000 枚箱 15 箱であれば、同じ 75, 000 枚のコピー用紙発注に対して 48, 300 円となり、経済的である。

なお、上記支出に係る購入伺いには、年度末近くの短期間に集中して購入されていること等に関する理由は記載されていない。

【コピー用紙の購入状況】

(単位：円)

番号	規格	数量	単価	金額	発注日	納品日	用途
1	A4箱 5000枚	15箱	3,220	48,300	H25.3.5	H25.3.8	観光振興部事務用
	A4箱 2500枚	1箱	1,695	1,695			
3	A4箱 5000枚	4箱	3,220	12,880	H25.3.15	H25.3.18	
5	A4箱 5000枚	6箱	3,220	19,320	H25.3.25	H25.3.29	
	A4箱 2500枚	18箱	1,695	30,510			
補助小計	A4箱 5000枚	25箱	3,220	80,500			
	A4箱 2500枚	19箱	1,695	32,205			
9	A4箱 5000枚	15箱	3,220	48,300	H25.3.22	H25.3.28	観光案内所用
	A4箱 2500枚	1箱	1,695	1,695			
10	A4箱 5000枚	15箱	3,220	48,300	H25.3.27	H25.3.28	来広観光客動向調査用
委託小計	A4箱 5000枚	30箱	3,220	96,600			
	A4箱 2500枚	1箱	1,695	1,695			
合計	A4箱 5000枚	55箱	3,220	177,100			
	A4箱 2500枚	20箱	1,695	33,900			

※出所「本団体 支出伝票」及び「物品購入伺い」等を基に監査人作成

【課題】

年間を通じて使用される消耗品等に関して、まとめて購入するほうが、単価が低くなり、経済的であること、限られた予算の中で、緊急性のあるものをまず購入し、それ以外の消耗品については、年間の支出状況を見て購入する必要があることなどから、そのような事情がある場合は、3月にまとめて購入する理由は理解できるものがある。

しかし、各購入伺いにおいて、その多くが極めて5万円に近い金額となっている。また、購入した消耗品の内容を見ても、全て事務用品であり、これらが一度に調達できないものとは言い難いと考ええる。

本団体の会計規程上、1件5万円未満であれば、複数の業者による見積り合わせをすることなく、1者単独見積りによる支出が可能となる。

したがって、一度に調達可能なものでありながら、1者単独見積りで処理するため、購入単位を分けているとみられても仕方がないと思われる。

1者単独見積りとなり、結果として競争性のない発注方式となることは、経済性の観点からマイナスである。

それら年度末近くに購入された消耗品は、結果として、次年度以降にその大部分が利用されると思われることから、委託契約における契約期間又は補助事業における補助対象期間と整合しなくなる。この点に関して、年度末近くの短期間に集中して発注する理由があるのであれば、その旨購入伺い等に記入すべき内容であると考ええる。

補助事業に関して、市及び本団体は、「補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し」なければならないことが、交付規則に次のとおり規定されている。

### 【広島市補助金等交付規則】

(責務)

第 3 条 市長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等(補助事業等(補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。以下同じ。))を行う者をいう。以下同じ。)は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。

※出所「広島市補助金等交付規則」から抜粋

本業務は、委託料が精算を要するものとなっており、市委託契約約款において「委託料を、委託業務を処理するための経費以外に使用してはならない。」と、次のとおり規定されている。

### 【広島市委託契約約款第 13 条】(下線部分は監査人が付加)

第 13 条

7 乙(受託者)は、委託料を、委託業務を処理するための経費以外に使用してはならない。

※出所「広島市委託契約約款」から抜粋

さらに、地方公共団体の行動原則というべき地方自治法及び地方財政法における次の規定にも留意する必要がある。すなわち、事務を処理するに当たっては、必要かつ最小限度の経費で目的を達成することが必要である。

### 【地方自治法及び地方財政法の規定】

地方自治法第 2 条第 14 項

地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

地方財政法第 4 条第 1 項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

※出所「地方自治法」及び「地方財政法」から抜粋

### 【改善案】

市は、補助事業又は委託業務に要する経費に関して、その精算時において総額を確認するだけでなく、必要に応じ会計処理の状況についても調査するなど、適切な支出が行われるよう指導を強化することが望まれる。

また、【現状】で記載しているような状況が見受けられる場合は、本団体から理由を聴取するなど、市の貴重な財源で賄われていることに留意し、適切な説明ができるよう指導することが望ましい。

(ウ) 委託業務における再委託に係る審査の実施について

【現状】

「広島市観光案内所運営その他業務」（以下、この項において「本業務」という。）について、市委託契約約款には、次のとおり再委託の禁止に関する条項があるが、委託契約書の表紙において、この条項は適用除外とされている。

【広島市委託契約約款における再委託禁止規定】（下線部分は監査人が付加）

（再委託の禁止）

第 5 条 乙（本団体）は、委託業務を第三者に行わせてはならない。ただし、甲（市）が認める委託業務については、この限りではない。

※出所「広島市委託契約約款」から抜粋

【委託契約書】（下線は監査人が付加）

1～5 省略

6. その他の契約事項 広島市委託契約約款のとおり

7. 適用除外事項 広島市委託契約約款第 5 条及び第 16 条

※出所「委託契約書」から抜粋

市によると、「本団体は、当該委託業務を長期間にわたり確実に実施してきた実績とノウハウを有しており、これらを随意契約とする理由としている。一方で、これまで蓄積された実績やノウハウは、案内所の運営要員や施設の維持管理など、業務の一部を再委託し、再委託先のコーディネーターや管理調整を通して蓄積されているものであり、市としても当該委託業務の一部が再委託されることを前提として発注しているため、再委託を禁止することが不自然であることから、再委託を禁止する条項を適用除外事項としたものである。」とのことである。

【課題】

一般的には、受託者には市が直接の業務指示や検査確認ができるのに対し、再委託されると、市から再委託先への業務指示や検査確認は間接的なものとなるため、業務の質が低下するリスクや業務に係る責任の所在が不明確となるリスクがある。

本業務の場合、本団体における豊富な実績等を考慮すると、このようなリスクが低いとはいえるが、リスクがゼロであるとは言い難いと考ええる。

また、本業務が、他に実施可能な者がいないことを理由として特命随意契約とされていることから、本来、その主要な部分は、本団体しか業務を実施し得ない。

そのため、再委託は原則禁止されており、例外的に再委託可能な業務は、付随的な一部の業務に限定される。

市は、競争性を失わせてでも特定の者に実施させるべきとする説明責任を負っており、それらのことについて、確認することが必要であると考ええる。

【改善案】

市は、再委託に関する条項を適用除外とせず、再委託の内容及び再委託先の選定等について、適切に管理することが望まれる。

なお、市の見解のとおり、業務の一部について再委託することを前提として本業務を本団体へ発注しているのであれば、市が前提としている再委託業務については、再委託する理由、再委託先に求められる能力及び再委託先の選定方法等について、発注時に本団体とあらかじめ合意しておき、それら業務については、契約書又は仕様書に明記した上で再委託承認手を省略することは可能であると考え。

しかし、【現状】に記載しているように、全てを一律対象外とすることは、再委託に関するリスク及び本委託が特命随意契約であることを考慮すると適切ではないと考える。

なお、想定されるリスクを踏まえ、例外的に再委託を承認する場合、市は、次の事項に留意することが必要である。

- ・ 再委託を行う際の手続を受託者に遵守させること
- ・ 再委託を行う合理的理由、再委託先が適切な業務遂行能力を有しているか等を考慮し、慎重に審査すること
- ・ 再委託先の選定に当たり随意契約等競争性のない契約方式がとられる場合には、その適切性を審査すること
- ・ 再委託の承認後、受託者によって再委託先が適切に管理されるようモニタリングを行うこと